

## 【業務委託1】

### 随意契約理由書

1 案件名称

平成30年度 西淀川区広報紙「きらり☆にしよど」企画編集業務

2 契約の相手方

株式会社インターブレン

3 随意契約理由

西淀川区広報紙は、大阪市政・西淀川区政に関する情報を適切にわかりやすく提供するとともに、地域コミュニティづくりを推進し、身近な地域情報を区民の皆さんに親しみを持って読まれる広報紙として発行するものであり、予算額の範囲内において、最も効果的なデザイン提案を受けることが望ましいため、公募型企画コンペにより契約相手方を決定することとした。

外部有識者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、株式会社インターブレンの評価点が最も高く、契約相手方として最も適しているとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社インターブレンと特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

西淀川区役所企画課（電話番号 06-6478-9683）

## 【業務委託 2】

### 随意契約理由書

#### 1 案件名称

平成 30 年度 西淀川区放置自転車対策及び自転車マナー向上にかかる啓発業務

#### 2 契約の相手方

株式会社ハウスビルシステム

#### 3 随意契約理由

本事業については、道路の適正な利用と安全で快適な生活環境を確保するために、区民・行政等関係先が協力して総合的な自転車対策を実施するための「市民協働推進のための自転車利用適正化事業」である。本事業を遂行するにあたり、まちづくりに関する幅広い知識、経験を持った事業者から、独創性のある地域人材の活用や創意工夫のある啓発手法及び自転車マナー向上に関する提案をうけ実施することが、事業目的を達成するにあたり最適であるため、公募型プロポーザル方式により、請負業者の選定を行うこととした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、株式会社ハウスビルシステムは、本事業の委託契約相手方として十分適しているとのことであったため、その意見を踏まえ地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により特名随意契約を締結する。

#### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

#### 5 担当部署

大阪市西淀川区役所地域支援課 安全まちづくりグループ  
(電話番号 06-6478-9897)

## 【業務委託3】

### 随意契約理由書

#### 1 案件名称

平成30年度 大阪市西淀川区におけるコミュニティ育成事業

#### 2 契約の相手方

一般財団法人大阪市コミュニティ協会

#### 3 随意契約理由

本事業は、多くの区民・各種団体等が参加・交流でき、地域住民のコミュニティの推進や生涯スポーツの振興を図ることができる仕組みづくりを構築しながら、区民等との協働型事業として実施するものである。単にイベントを開催するのではなく、イベントや各種大会を一つのツールとして、それぞれのイベント等の参加者や地域ボランティアスタッフが交流することはもとより、各イベントを連携させることにより、イベント間においても人を繋げ交流を促進し、イベント自体の充実とさらなる地域コミュニティの育成を図り、また、地域活動を行う各種団体の新たな担い手の発掘の機会づくりに寄与することも目的としている。

一般財団法人大阪市コミュニティ協会は、市内各所において、次世代の担い手育成に向けたコミュニティづくりを担う人材の育成事業や、地域住民・地域の諸団体との連携による地域コミュニティづくりの拠点となる施設運営、また、市民の集まりその他各種行事の場の提供事業などを行っている。そのため、住民の意向が直接反映されている各団体の強みや弱みを把握したうえで、各団体と協働して各種事業を円滑に実施し、住民ニーズを的確に把握することに長けており、これらの事業を円滑に遂行してきた。

前述の事業目的を達成しつつ、事業を遂行できる団体は他になく、本業務を遂行しうる唯一の団体であることから、一般財団法人大阪市コミュニティ協会に、本件委託先を特名し、随意契約する。

#### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

#### 5 担当部署

西淀川区役所地域支援課 地域支援グループ  
(電話番号06-6478-9734)

## 【業務委託4】

### 随意契約理由書

1 案件名称

子育てを応援する担い手育成・地域連携事業業務委託

2 契約の相手方

NPO法人にしよどにこネット

3 随意契約理由

当事業は、子育てを支援するため、地域全体での支援を行えるシステムづくりを目的にしており、子育て親子の交流の場の提供や、子育て支援に関する講座、人材育成講座などを開催することとしている。子育てに関する支援策やニーズ、また、児童虐待やネグレクトなど子育てをめぐる課題等は年々変化し多様化している。このため、当事業において提供する具体的な事業内容については、定型化されたものではなく社会状況等を反映したものとする必要がある。

こうしたことから、その性質及び目的が競争入札に適さないものであり、予算額の範囲内において、最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることが望ましいため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、NPO法人にしよどにこネットの評価点は本事業の委託契約相手方として十分適しているとのことであったため、その意見を踏まえ、NPO法人にしよどにこネットと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により特名随意契約を締結する

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

西淀川区役所保健福祉課 福祉管理チーム

(電話番号 06-6478-9857)

## 【業務委託5】

### 随意契約理由書

#### 1 案件名称

平成30年度 大阪市西淀川区における新たな地域コミュニティ支援事業  
業務委託

#### 2 契約の相手方

街角企画株式会社・有限会社OM環境計画研究所  
公益財団法人公害地域再生センター・地活協事業推進共同事業体

#### 3 随意契約理由

本業務については、「地域活動協議会の自律運営にかかる積極的支援」を業務内容とし、支援対象となる地域活動協議会の運営状況や抱える課題はさまざまであることから、地域活動協議会からのニーズに沿ったきめの細かい支援が求められる。

よって、地域活動協議会からの多種多様なニーズに応えるための高度な知識・技術や創造力、構想力、ノウハウや応用力が要求される業務等であり、各地域活動協議会の事情に精通し、最も適切な支援手法を提案した事業者からの提案内容に基づいて仕様を作成し、業務を委託した方が優れた成果を期待できるため、公募型プロポーザル方式により請負業者の選定を行うこととした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、上記業者の企画提案内容が最も優れており、本事業委託契約相手方として十分適しているとのことであつたため、その意見を踏まえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により特名随意契約を締結する。

#### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

#### 5 担当部署

西淀川区役所地域支援課（電話番号06-6478-9734）

## 【業務委託6】

### 随意契約理由書

#### 1 案件名称

地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業及び  
「見守りネット倶楽部」・地域福祉担い手育成事業

#### 2 契約の相手方

社会福祉法人 大阪市西淀川区社会福祉協議会

#### 3 随意契約理由

福祉局が実施する、地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業（①要援護者情報の整備・管理、②孤立世帯等への専門的対応、③認知症高齢者等の行方不明時の早期発見）は、福祉の専門職である「見守り支援ネットワークカー」が、ケースに応じた社会福祉援助技術を用いて、地域資源の活用・地域住民等の参加を促し、上記①～③の機能を一体的に実施することを通して、地域で生活する要援護者が抱える「複雑化・多様化・深刻化」した課題の解決を図り、要援護者の安心した地域生活を実現するとともに、地域の組織化を図り、福祉コミュニティの形成も行っていくものである。

また、西淀川区が実施する「見守りネット倶楽部」・地域福祉担い手育成事業は、高齢者等の要援護者に対して地域住民自らが継続的・日常的に見守る仕組み「見守りネット倶楽部」を構築し、地域からの孤立を防ぎ、安全・安心して暮らし続ける事のできる街づくりを目指している。

これらの事業は地域を基盤にして要援護者の支援を行うものであり、地域資源の活用・協力がなければ実現できないものであることはもとより、区内や地域の福祉課題を把握し、行政と地域との「中間支援機能」を有するとともに福祉分野における専門的知識やノウハウが求められる。

一方、大阪市西淀川区社会福祉協議会は、平成26年4月には、区役所との間に、地域福祉活動の支援にかかる連携協定書を締結しており、行政と社協の役割を明確にしたパートナーシップを構築し、協働して地域福祉の推進を図っている。

このことから、事業を一体的に実施するにあたっては社会福祉法に基づいて設立され、「地域福祉の推進」に区役所とともに取組むとともに、地域の課題解決のため、地域住民や地域における様々な団体、社会福祉施設等地域における社会資源の「プラットフォーム」としてネットワークを有し、連携・協働を行ってきた経験と実績を有する唯一の団体である社会福祉法人大阪市西淀川区社会福祉協議会を本事業の委託先として指定する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

西淀川区役所保健福祉課 福祉管理チーム

(電話番号 06-6478-9857)

## 【業務委託7】

### 随意契約理由書

#### 1 案件名称

平成30年度 きらり☆青少年夢応援事業～『ドラム缶』アートプロジェクト～業務委託

#### 2 契約の相手方

公益財団法人公害地域再生センター

#### 3 随意契約理由

当事業は、造形芸術に関心を持つ区内の青少年が専門家から指導を受け、活動および創作発表を行うため、芸術文化活動および青少年のキャリア教育に関する幅広い知識と経験、専門性を有する民間事業者を選定する必要があることから公募型プロポーザルにより契約相手方を決定することとした。

外部有識者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、公益財団法人公害地域再生センターの評価点が選定対象とする点数を上回り、契約相手方として適切であるとのことであったため、その意見を踏まえ、公益財団法人公害地域再生センターと特名随意契約を締結する。

#### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

#### 5 担当部署

西淀川区役所企画課（電話番号06-6478-9835）